特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	那智勝浦町　こども子育て支援システム　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
那智勝浦町は、子ども子育て支援システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
和歌山県　那智勝浦町長

公表日
令和4年3月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども・子育てに関する事務
②事務の概要	那智勝浦町では児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、こども・子育て支援法による給付の支給等の事務を行っている。 番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し保有する個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1.こども子育て支援システム　2.中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童基本情報ファイル、2. 保護者基本情報ファイル、3. 個人課税履歴・世帯員情報ファイル、4. 調定・収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第8号、第94号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項　別表第二　第13号、第16号、第116号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那智勝浦町役場　総務課 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1ー1 0735-52-0555
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那智勝浦町役場　総務課 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1ー1 0735-52-0555

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年2月21日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年2月21日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月17日	Ⅰ．関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長　大江　政典	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策		1.提出する特定個人情報保護評価書の種類： （基礎項目評価書） 2.特定個人情報の入手： （十分である） 3.特定個人情報の使用： （十分である）、（十分である） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託： （十分である） 5.特定個人情報の提供・移転： （十分である） 6.情報提供ネットワークシステムとの接続： （十分である） 7.特定個人情報の保管・消去： （十分である） 8.監査： （自己点検） 9.従業者に対する教育・啓発： （十分に行っている）	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和4年2月21日					5年経過の評価の再実施
令和4年3月28日	Ⅰ．関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8項	事後	条文改正に伴う修正